

ジュニア個人登録(更新)規程

(目的)

第1条 広島県テニス協会(以下「協会」という。)のジュニア関係の諸事業を円滑に運営し、充実拡大を図るために、その事業執行の一助になることを目的とする。

(登録)

第2条 協会が主催、主管及び後援する18才以下の大会(以下「ジュニア大会」という。)へ出場するには、個人登録を必要とする。

(特典)

第3条 協会が主催するジュニア大会は、参加資格年齢内で出場数等を限定せず、個人登録者は誰でも参加できることとする。

(登録資格)

第4条 広島県に現住所があり広島県内の小学校、中学校及び高等学校等に在籍している者また全日本ジュニアの参加資格に相当する者とする。

特例として、県外の選手であるが、所属クラブまたは学校が広島県の場合は登録を認めるが、登録年度内は、他県のジュニア大会予選には出場できない。

他県との二重登録は認めないこととする。違反したことが発覚した場合は、登録を抹消する。(特例を申請する場合は、誓約書の提出が必要。)

(登録(更新)料及び登録(更新)期間等)

第5条

1 項 登録(更新)料は一人当たり年間1,200円とし、指定する金融機関への振り込みとする。年度途中の登録であっても同額とする。

2 項 一旦納入された登録(更新)料は、返還しない。

3 項 登録(更新)受付は、当該年度の1月末日までとする。

4 項 登録(更新)有効期間は、登録(更新)申請を受理した日から当該年度末の3月31日までとする。

(登録方法)

第6条

1 項 協会に所属する団体及び学校単位で一括して申し込む方法と個人で申し込む方法の2種類とする。

2 項 新規に登録する選手は、下記①の申込エクセルファイルを協会へメール添付するとともに、①の署名欄に保護者の署名、所属団体の担当者の署名をしたものと振込済証(写)を添えて協会に申し込む。

登録を更新する選手は、下記②の署名欄に保護者の署名、所属団体の担当者の署名をしたものと振込済証(写)を添えて協会に申し込む。

3 項 申請方法の詳細は、別途協会の定めるところによる。

4 項 他県との二重登録は不可。

5 項 他県の選手で、特例で登録を希望する場合は、誓約書③を提出する。

6 項 年度途中に所属変更の選手は、所属変更届④を提出する。

① ジュニア個人登録(更新)申込書

② 特例の誓約書(特例申請の選手のみ)

③ 所属変更届(年度途中に所属変更の選手)

県テニス協会のホームページから
ダウンロードしてください。

【注意事項】

- ドーピング検査に関する「18歳未満競技者親権者 同意書」について協会への提出は不要とする。
但し選手・保護者の皆様には内容を理解して頂く必要があるので、規定をご確認のうえ上記①または②の署名欄に署名したことで同意を頂いたものとする。
- 年度途中に所属を変更する選手は、所属の変更届④を提出する。
ジュニアランキングポイントに使用するJPIN番号(JTA ジュニア登録番号)に紐づけられている所属も変更しなければならないので、必ず提出する。
- ジュニア個人登録の各用紙は協会ホームページのジュニア大会登録要項よりダウンロードする。

(委任)

第7条 この規程の運用に関する必要な事項は、県協会のジュニア委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月 1日 第5条2項改正
- 3 平成19年3月24日 第5条1項 4項改正
- 4 平成22年3月21日 登録資格 第4条改正
- 5 平成24年1月31日 第3条改正
- 6 平成27年2月10日 第4条・第5条1
- 7 平成29年1月31日 第4条 第6条5項
- 8 平成30年1月 5日 第6条6項
- 9 平成30年1月 5日 第6条7項
- 10 令和 5年2月10日 第5条1項、登録方法 第6条改正
- 11 令和 6年1月 日 第6条2項、登録方法改正、登録(更新)へ名称一部変更
- 12 令和 7年1月30日 第5条1項、登録料金の変更と移行期間限定事項の削除

申込先及び問合せ先

〒732-0052 広島市東区光町2丁目9-30 竹本ビル3階305

広島県テニス協会 大山 宛

Fax 082-209-5201

Email office@hta-tennis.jp

(登録(更新)専用口座になります。)

指定金融機関 :広島銀行(0169) 本店営業部(001) 普通 口座番号 4247958

広島県テニス協会